

愛荘町内の事業主の皆様へ 「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」の設置について

「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」について

経緯について

「部落地名総鑑事件」を教訓として、滋賀県では昭和52年から企業関係者が同和問題への正しい理解や公正な採用選考システムの確立をめざして「企業内同和問題研修窓口担当者」制度を発足させ取り組んできました。

これまでの取組をさらに発展させ、企業の社会的責任（CSR）としての公正な採用選考の実施や同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施など、企業自らが主体的に人権尊重の取組を推進するよう「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」制度に変更されました。

事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の選任について

事業所内において、人事・労務に関する事項について、相当の権限を有する方を選任してください。

事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の役割について

- ①企業を取り巻く様々な人権課題を理解すること。
- ②公正な採用選考システムの確立を図ること。
- ③県、国、市町等関係機関ならびに関係団体等が開催する研修会への参加などにより人権課題への理解を深めるとともに、事業所内で様々な人権課題についての研修を推進すること。
- ④就職困難者に係る行政施策をふまえ、必要とする対策の樹立および推進すること。
- ⑤人権尊重の視点を基にした活動を推進すること。
- ⑥関係行政機関との連携に関すること。

事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置届について

- ・様式1 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置届（報告）の提出をお願いします。

○お問い合わせ先
〒529-1234
愛荘町安孫子825番地
愛荘町役場 秦荘庁舎1階
商工観光課 担当：
TEL: 37-8057 FAX: 37-4444
E-mail shoko@town.aisho.lg.jp

事業所内公正採用選考・人権啓発推進事業について 【事業所内公正採用選考・人権啓発担当者について】

設置

滋賀県商工観光労働部長

事業所

事業主

選任

事業所内公正採用選考・人権啓発推進班

【目的】

企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施や同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図ること。

任命・委嘱

事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員

【構成】

- 国(法務局、労働局、各職業安定所等)
- 県(商工観光労働部、総務部、総合企画部、教育委員会事務局)
- 愛荘町(町長部局、教育委員会事務局、地域総合センター等)
- 経済団体(商工会議所、商工会等)

【職務】

- 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置の啓発
- 事業所の公正な採用選考システムの確立に向けての啓発【例：主に7月と2月の事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による訪問等】
- 事業所内の同和問題をはじめとする様々な人権課題の研修の推進啓発【例：町主催の研修、人権研修用DVDの貸し出し等】
- 企業における人権尊重の取組の樹立および推進啓発【例：主に7月と2月の事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による訪問等】

事業所内公正採用選考・人権啓発担当者

【選任について】

原則として人事、労務に関する事項について、相当の権限を有する者の中から選任する

【役割】

- 公正な採用選考システムの確立を図ること
- 県、国、町等関係機関ならびに関係団体等が開催する研修会への参加などにより人権問題への理解を深めるとともに、様々な人権課題についての研修を推進すること
- 就職困難者に係る行政施策を踏まえ、必要とする対策の樹立および推進に関すること
- 関係行政機関との連携に関すること
- 人権尊重の視点を基にした活動を推進すること

庶務係【商工観光課】

啓発【主に7月と2月の訪問等】

- ※7月については、取組状況の点検(県事業)と今年度の研修計画の点検等(町事業)
- ※2月については、今年度の研修実績の点検等(町事業)